

第7 粉末消火設備

1 容器置場

第5 不活性ガス消火設備の2 (1)、(2) 及び(4) アに準ずるほか、次によること。

- (1) 容器置場には「粉末消火設備貯蔵容器置場」及び「立入禁止」の表示をすること。
- (2) 貯蔵容器には、次の表示を設けること。

粉末消火設備消火薬剤	
1	消火剤の種類
2	消火剤量
3	最高使用圧力
4	製造年
5	製造者名

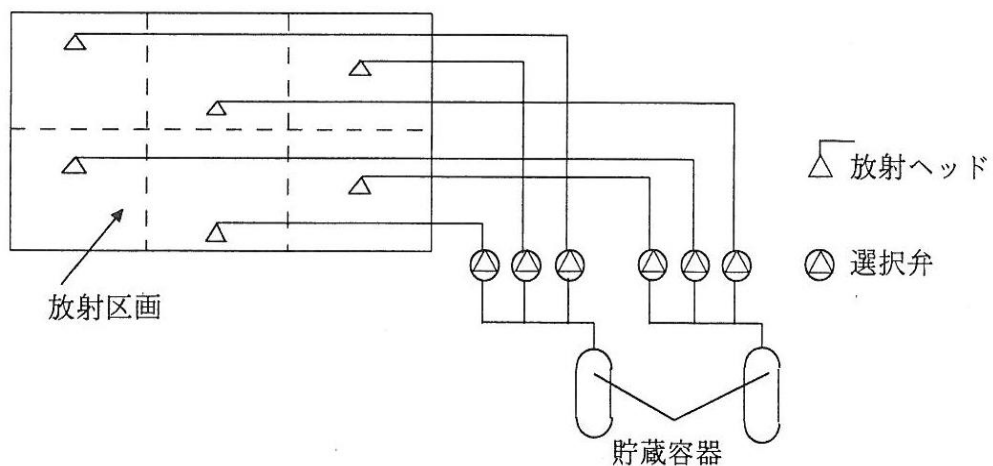
(注) 最高使用圧力については、加圧式に限り表示すること。

2 自動車車庫等の放射区域等

(1) 放射区域

車両が駐車するための柱、はり又は壁で囲まれた部分に、その前面の車路（車両の駐車する場所が車路を挟んで両側にある場合は、当該車両の中央線までの面積とする。）の部分を加えた床面積で 100 m²以上の部分を一放射区画とすること。

- (2) 2 以上の放射区画が相接する場合は、粉末貯蔵容器を 2 ユニット設置するものとし、相互に受け持つこととなる放射区画は、次によること。



(3) 貯蔵粉末薬剤量

粉末貯蔵容器を 2 ユニット設置することとなる場合は、それぞれの容器の受け持つ放射区画のうち、もっとも大きい放射区画の床面積 1 m²につき、5.72 kg で換算した量以上とすること。

3 起動装置

(1) 全域放出方式の起動は、次によること。

ア 全域放出方式の起動は、手動式とすること。ただし、防火対象物が無人の場合又は手動式によることが不適当な場所に設けるものにあつては、自動式とすること。

イ 点検等で防護区画内に有人となる場合には、手動式に切り替えられること。

(2) 自動式の起動装置

ア 感知器は、粉末消火設備専用のものとし防護区画ごとに警戒区域を設定し、規則第23条及び第24条に準じて設置すること。

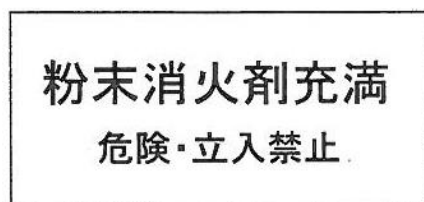
イ 感知器又はその直近には、粉末消火設備専用であることが明確に区別できる表示をすること。

(3) 手動式の起動装置

第5不活性ガス消火設備の6（3）ア及びイに準ずること。

4 保安措置

(1) 全域放出方式の防護区画には、全ての出入口の見やすい位置に、消火剤放射時に消火剤が放射された旨を表示する次の例のような表示灯を設けるとともに、表示回路の配線が当該防護区画内を経由する場合は、耐火配線とすること。また、表示灯のみでは効果が期待できないと認められる場合には、赤色の回転灯の附置等の措置をすること。



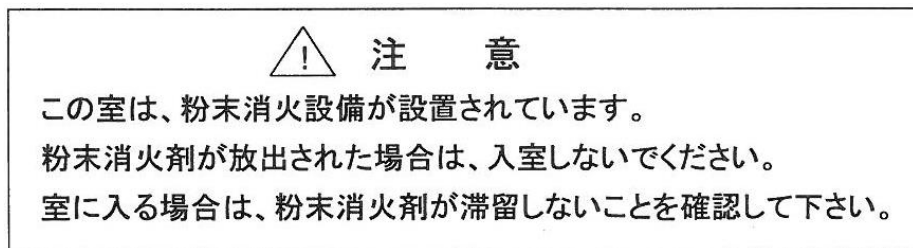
大きさ：縦8 cm以上

横28 cm以上

地 色：白

文字色：赤（消灯時は白）

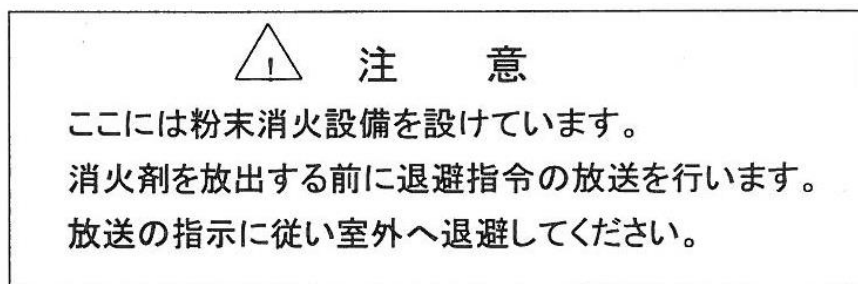
(2) 全域放出方式の防護区画には、防護区画の主要な出入口等の見やすい位置に、次の例による表示を設けること。



大きさ：縦20 cm以上、横30 cm以上 地色：グレー 文字色：緑

(3) 全域放出方式の防護区画内には、見やすい位置に次の例による表示を設けること。

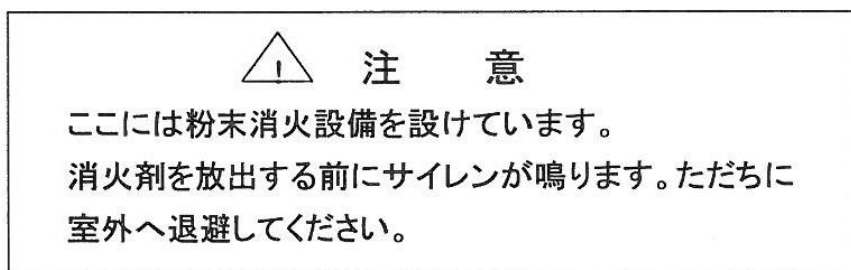
ア 音響警報装置が音声の場合



大きさ：縦 27 cm以上、横 48 cm以上 地色：黄 文字色：黒

文字：2.5 cm²以上

イ 音響警報装置がサイレン、ベル等の場合



大きさ：縦 27 cm以上、横 48 cm以上 地色：黄 文字色：黒

文字：2.5 cm²以上

音響警報装置がベルの場合は、文中の「サイレン」を「ベル」と書き替えるものとする。

5 防護区画

全域放出方式の粉末消火設備を設置した防護区画は、第5不活性ガス消火設備8(1)、(2)、(4)から(11)に準ずるほか、換気口及びダクト等の開口部は、ダンパー等を設け、当該消火設備の起動と連動して閉鎖（閉鎖用にガス圧を用いるものにあつては、起動用ガス容器のガスをを用いないこと。）すること。

6 移動式の粉末消火設備

移動式の粉末消火設備を設置できる防火対象物又はその部分は第4泡消火設備6に準ずるほか次によること。

(1) 機械式駐車場に移動式粉末消火設備を設置する場合は次によること。

ア 全ての段を有効に消火できるように、有効幅員 0.6m以上の消火用足場を設け、当該消火用足場に移動式粉末消火設備を設置すること。

イ アに定める消火用足場に至るはしごは次により設置すること。

(ア) 消火用足場の両端にそれぞれ設置すること。ただし、移動式粉末消火設備を当該はしご直近（当該はしごを登った後、車両駐車部分の前を通らず到達できる位置）に設置する場合についてはこの限りでない。

(イ) 地上5段以上の消火用足場に至るはしごについては、当該はしごを使用する際の落下を防止するための措置を講ずること。